

宇部市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（令和4年3月）に即して策定するものであり、市内の建築物等における木材の利用促進に関する必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「地域材」とは、原則として宇部市内において産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、県産木材とする。
- 2 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全部又は一部に地域材を利用することをいう。
- 3 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、内装及び外装の全部又は一部に地域材を利用することをいう。

第3 建築物における木材の利用の促進のための基本的事項

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用における効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材利用、あるいは取組状況や効果等の積極的な情報発信により、木と触れ合うことにより木の良さを実感する機会や、優れた断熱性・調湿性及び循環利用による再生が可能な環境に優しい資源であることなど、木材の特性について多くの市民に啓発することができる。

また、公共建築物等における木材利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済の面での効果

木材の利用を促進していくことは、森林資源の循環利用（植える→育てる→伐採する→使う→植える）を通じた森林の適正な整備につながり、脱

炭素社会の実現、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待できる。

第4 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物（国又は地方公共団体が整備する公共の用に供する建築物又は公用に供する建築物、民間が整備する公共建築物及び公用建築物に準ずる建築物）であり、具体的には次の建築物が該当します。

- ① 学校
- ② 社会福祉施設（児童福祉施設、老人ホーム等）
- ③ 病院・診療所
- ④ 運動施設（武道館、体育館等）
- ⑤ 社会教育施設（図書館、美術館、公民館等）
- ⑥ 公営住宅（県・市営住宅等）
- ⑦ 庁舎
- ⑧ 職員宿舎
- ⑨ その他①～⑧に類する施設

第5 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、以下に掲げるものを除き、原則として木造化を図るよう努めるものとする。
 - (1) コストや技術の面で木造化することが困難と判断される施設
 - (2) 当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性・耐久性が求められるなど、木造化することが困難と判断される施設
 - (3) その他、木造化することに困難な理由がある施設
- 2 整備する公共建築物について、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。
- 3 市が公共建築物等に導入する備品・消耗品等は可能な限り木材製品とするように努める。
- 4 暖房器具又はボイラーを導入する場合は、木質バイオマス燃料の利用の促進に努めるものとする。
- 5 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用

の観点から燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化に努めるものとする。

- 6 その他、公共の用に供する工作物や公共土木工事においては、耐火性・耐久性などの性能やコスト等を勘案の上、木材や木材を原材料とした製品等の利用の促進に努めるものとする。

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する事項

建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって建築コストの適正な管理を図ることが重要であるため、次の事項に留意する必要がある。

- 1 建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建築コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。
- 2 備品や消耗品についても、購入コストや木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。
- 3 建築物における木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

第7 木材の利用促進に向けた取組

1 市の取組

市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、県及びその他の関係機関の協力も得つつ、以下のとおり地域材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

- (1) 木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発
- (2) 木材の供給体制の整備
- (3) 木材の調達方法等に関する情報の収集・提供

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取組

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

3 市の推進体制

- (1) この方針に係る主管は農林整備課とし、公共建築物等における木材利用に関する情報の収集・発信に努め、必要に応じて関係部署に協力を要請することができるものとする。
- (2) 公共建築物等を整備しようとする各事業主管課は、この基本方針の規定に基づき、当該施設等の構想・計画段階から木材利用に配慮することとし、事業計画策定時に十分な検討及び確認を行うこととする。また、木材の利用状況や利用計画などの情報提供を農林整備課に対し行うものとする。

4 関係機関との連携

農林整備課及び関係部署は、県・林業事業体・木材加工業者・その他の関係機関との連携を強化し、公共建築物等における木材利用の促進のために必要な情報交換等を行うものとする。

5 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年3月1日から施行する。